

資料3－1

「かながわ障害者計画」の概要について

平成16年3月に策定した「かながわ障害者計画」（平成16年度～平成25年度）について、計画期間が満了するため、神奈川県障害者施策審議会や障害者団体等との意見交換会の意見を踏まえ、国の障害者基本計画（第3次）を基本として改定作業を行い、平成26年度を初年度とする新たな計画を策定しました。

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

現行計画の計画期間が満了することから、国の新たな障害者基本計画を基本とし、本県の障害者の状況等を踏まえ、計画を改定しました。

(2) 計画期間

平成26年度から平成30年度までの5年間※としました。

※ 計画期間を10年間から5年間としました。

(3) 計画の性格

ア 障害者基本法第11条第2項の規定に基づく法定計画です。

イ 福祉、保健・医療、教育、雇用など様々な分野において、障害者の自立及び社会参加の支援等を推進するための基本となる計画です。

2 改定のポイント

(1) 基本理念と基本方針

ア 基本理念

平成18年7月に策定した「かながわの障害福祉グランドデザイン」の考え方を継承し、「ひとりひとりを大切にする」ことを基本理念としました。

イ 基本方針

障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本方針としました。

(2) 新たに位置付けた主な項目

- ・ 住宅の確保
- ・ インクルーシブ教育システム※の構築
※ 障害のある人とない人が共に学ぶ仕組み
- ・ 防災対策の推進
- ・ 防犯対策の推進
- ・ 消費者被害の未然防止と救済
- ・ 障害者差別解消法に基づく差別の解消の推進
- ・ 選挙等における配慮

3 改定計画の構成

(1) かながわ障害者計画について

(2) 基本的な考え方

ア 基本理念と基本方針

イ 8つの分野別施策の考え方

(ア) 生活の支援

(イ) 保健と医療

(ウ) 住まいとまちづくり

(エ) 教育とスポーツ・文化活動

(オ) 働くための支援

(カ) 暮らしの安全と安心

(キ) わかりやすい情報の提供

(ク) 権利擁護と差別の解消

ウ 8つの分野に共通する考え方

(ア) 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

(イ) 当事者本位の総合的な支援

(ウ) 障害特性に配慮した支援

(エ) アクセシビリティ※の向上

※ 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさ

(3) 分野別施策の基本的方向

(4) 推進体制

4 改定計画素案に対するパブリック・コメントの状況

(1) 意見募集期間

平成25年12月20日～平成26年1月20日

(2) 提出された意見の概要

ア 意見件数 210件

イ 主な意見

・ 障害のある児童生徒が、特別支援学校の高等部や高等学校等において、その能力を最大限度まで発達できる教育を保障するため、それぞれの学びの場の充実を図ること。

・ 小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図るだけでなく、それらの連携がスムーズに運ぶようにすることを加えること。

・ 県営住宅について、単身用・世帯用の車椅子住居を整備すること。

県立障害福祉施設等の運営のあり方について

県立障害福祉施設等のうち、神奈川県緊急財政対策において指定管理者制度導入あるいは移譲等の検討の方向性が示された施設について、外部有識者による「県立障害福祉施設等あり方検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、運営のあり方を検討してきたところであり、平成26年1月20日、委員会から報告書が提出された。

そこで、委員会での検討結果を受け、県立障害福祉施設等の今後の方向性を次のとおりとする。

1 県立障害福祉施設の運営のあり方

(1) 基本的な考え方

ア 県立施設としての存続

民間施設では対応が難しい障害者の受入れや、地域の拠点施設として民間施設等への支援、民間施設等との連携・協力の推進といった役割を担う施設については、引き続き県立施設として運営していく。

(ア) 県立直営の継続

県立施設の中でも、民間施設では特に対応が難しい障害者の受入れや、民間施設や市町村等への支援、民間施設等との連携・協力の推進、県の障害福祉施策への反映といった機能・役割が求められる施設については直営を継続する。なお、直営を継続していく場合は、サービスの向上、職員の経営感覚の醸成、コストの削減といった観点から改善に向けた取組みを行う。

(イ) 指定管理者制度導入の検討

指定管理者制度を導入しても、現在、果たしている機能・役割を引き続き担うことができる施設は、柔軟なサービス提供や弹力的な施設経営が期待できる指定管理者制度の導入を検討していく。なお、指定管理施設として運営をしていく場合は、より効率的な施設運営を図るとともに、指定管理者の交代による利用者の不安への対応策などを講じていく。

イ 民間移譲の検討

現状で民間施設が同等の役割を果たしているもの、県立施設としての役割が終了したものについては、民間移譲に向けて検討していく。

(2) 各県立施設の今後の方向性

個別施設についての当面の方向性は次のとおりとする。

ア 県立直営施設

(ア) さがみ緑風園

医療的ケアが必要な最重度の身体障害者への対応施設として、医療

部門を大学病院に委託し、ALS（筋萎縮性側索硬化症）や遷延性意識障害といった障害者を受け入れて支援しており、こうした役割を引き続き担っていくために、現在の医療と福祉の連携体制を確保したまま、指定管理者制度を導入することが可能かどうか検討していく。

(イ) 中井やまゆり園

高度な専門性が求められる強度行動障害対策の中核施設としての役割を引き続き果たし、さらに発展させていくためには、専門性の高い人材を継続的に確保することが必要であり、また、関係機関の協力のもと、地域生活移行を目指したしくみづくりを進めるためにも、県立直営施設として運営していく。

イ 県立指定管理施設

(ア) 津久井やまゆり園、愛名やまゆり園、三浦しらとり園

民間施設では対応困難な重度重複等の知的障害(児)者の受入れや、短期入所などの地域生活支援、研修会の開催等による民間施設への支援といった役割を引き続き担っていくために、県立指定管理施設として運営していく。

(イ) 秦野精華園

中軽度の知的障害者の就労支援に取り組んでいるが、障害者自立支援法施行以降、障害者の就労支援に係る各種施策が拡充されており、民間事業所においても取り組まれていることから、今後、県立施設として運営する必要性を見直し、民間法人への移譲を検討する。

(ウ) 厚木精華園

高齢の知的障害者支援のモデル施設として、当面は、指定管理を継続し、将来的に民間施設でも高齢の知的障害者の支援ができる体制が確保されるなど、その役割を終えた段階で民間法人への移譲について検討する。

2 総合療育相談センター医療部門の基本的な考え方と今後の方向性

障害がある子どもや障害が疑われる子どもとその家族に対する総合的な療育支援機関として、医療と福祉が一体となった支援を継続していくことが基本である。

これを踏まえ、医療と福祉が一体となった業務に係るノウハウを蓄積し、乳幼児から成人に至るまでの長期間にわたって安心感のある支援の提供や安定的運営を図るため、引き続き医療部門を県が直接運営していく。

ただし、運営の効率化に向けて、件数が減少している手術業務の廃止及び医療と福祉の連携への影響が比較的少ない薬局業務の委託化に向けた調整を進めていく。

新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立・同年6月27日公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けた、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であつて常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であつて厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たつて、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

資料 3-4

グループホームへのスプリンクラー設備の設置等について

1 経緯

障害者グループホームの防火安全対策については、消防法施行令の一部改正により従来の面積基準が撤廃され、スプリンクラー設備等の設置が原則義務付けられた。

〈グループホーム等における消防設備の設置義務〉

*新設：平成 27 年 4 月～（既設^{※1}）平成 30 年 4 月～、平成 26 年 3 月障害保健福祉主管課長会議資料より抜粋

対象施設	改正前	平成 27 年 4 月～
◆入所施設（障害児・重度障害者）、グループホーム（重度） ※消防法施行令別表第 1 (6) 項口関係 ①障害児施設（入所） ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分 4 以上の者が概ね 8 割を超えるものに限る。）	275 m ² 以上	全ての施設 ※ 2 を除く。
◆上記以外（通所施設等） ※消防法施行令別表第 1 (6) ハ関係 ①障害児施設（通所） ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分 4 以上の者が概ね 8 割を超えるものを除く。） ③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター 福祉ホーム、障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）	6,000 m ² 以上 (平屋建てを除く)	

※1 既存のグループホーム（新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む）については、平成 30 年 3 月末までの猶予期間あり。

※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分 4 以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の 6 項目のいずれもの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分 3 以下の者の数との合計が利用者の 2 割以上であって、延床面積 275 m²未満のもの

※3 防火区画を設ける等による構造上の免除要件あり

2 グループホームスプリンクラー設備の設置状況（県所管域：平成 25 年 2 月 22 日時点）

	計		
		設置有	設置無
共同生活住居数	307	34	273

3 グループホームの防火安全対策の実態調査について

（1）調査対象

県所管域のグループホーム

（2）調査期間

平成 26 年 4 月 18 日（金）～28 日（月）

（3）調査内容

入居者の障害支援区分、防火設備の設置状況、今後の設備設置の意向など

資料 3－5

平成26年度 神奈川県相談支援従事者研修 実施予定

1 相談支援従事者初任者研修

開催時期	実施回数	研修日数	定員	問合せ先
7月～ 10月 (予定)	2回	7日間	200	神奈川県保健福祉局福祉部 障害福祉課地域生活支援グループ TEL：045-210-1111（内線4715）

2 相談支援従事者現任研修

開催時期	実施回数	研修日数	定員	問合せ先
9月～ 11月 (予定)	2回	3日間	120	神奈川県保健福祉局福祉部 障害福祉課地域生活支援グループ TEL：045-210-1111（内線4715）

《備 考》

- (1) 研修日程等の詳細に関しては、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」において、ご案内いたします。募集要領等をご確認の上、お申し込み下さい。
- (2) 相談支援専門員の資格は、実務経験を満たし、相談支援従事者初任者研修（以下、初任者研修）を修了することが資格要件となっています。初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年度毎に1回以上相談支援従事者現任研修（以下、現任研修）を修了する必要があります。（5年度毎に更新）
- (3) 平成21年度初任者研修修了者で現任研修を未修了の方は、今年度中に現任研修を修了する必要があります。資格を失効した場合、救済措置はありません。初任者研修（全日程）を再度、修了する必要があるのでご注意下さい。

資料 3-6

精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）改正に伴う 地域援助事業者の役割について

保健予防課

1 経過

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下「法」という。）が平成25年6月に改正され、平成26年4月1日から施行された。

2 法改正の概要

- (1) 精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定（厚生労働大臣）
- (2) 保護者制度の廃止

精神科病院に入院するにあたって、病識のない患者については、これまで保護者制度があり、治療を受けさせる義務や費用の負担等を求められていたが、家族の負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除した。

- (3) 医療保護入院の見直し

ア 精神科病院に入院するにあたって、患者の同意が得られない場合には、保護者ではなく、家族等（配偶者・親権者・扶養義務者・後見人又は保佐人）のいずれかの者の同意で可能になった。（法第33条）

イ 精神科病院の管理者に義務付けられたこと

- (ア) 退院後の生活環境に関する相談を受ける者の設置（退院後生活環境相談員）（法第33条の4）
- (イ) 退院促進のための体制整備（法第33条の6）
- (ウ) 地域援助事業者との連携（法第33条の5）

3 地域援助事業者とは、

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（総合支援法）及び介護保険法に規定されている事業者をいう。
(法第33条の5、法施行規則第15条の5)

4 地域援助事業者の役割について

精神科病院から地域援助事業者が相談を受けた場合、病院と協力しながら、家族、本人の希望を聞き、地域生活を支援する。

1 趣旨

消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施します。

2 納付対象者

平成26年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等及び生活保護制度の被保護者等は除く）

3 納付額

給付対象者1人につき、10,000円

なお、「2 納付対象者」のうち、次のいずれかに該当するものは、平成26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、1人につき5,000円を加算します。

- ・ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等
- ・ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律（平成17年法律第9号）の対象となる手当（児童扶養手当、特別障害者手当等）の受給者等

4 支給方法

平成26年1月1日において、住民登録がされている市町村に対して支給の申請を行います。

※ 申請・支給手続きについては、各市町村において現在準備中です。

※ 申請受付・支給開始時期については、各市町村により異なります。

5 代理申請・受給について

平成26年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者、法定代理人、市町村長が特に認める者が代理申請・受給ができます。

※ 老人福祉施設、児童養護施設・乳児院、身体・知的・精神障害者施設等に入所している者の場合は、施設の職員であって、当該者による代理申請・受給が適当であると市町村長が特に認める者が考えられます。

※ 代理申請・受給手続きについては、各市町村にご確認ください。

6 児童福祉施設入所等児童等に係る給付金支給に関する配慮について

当該施設入所等児童等の住民票が、その入所等（委託、入院又は入居を含む。）している施設等の所在地に移っていない場合であっても、当該施設等の所在地の市町村から支給する配慮が行われます。

※ 申請を行った際に、既に保護者が代理申請を行っている場合は、上記の配慮が行われない場合があります。

※ 児童福祉施設入所等児童等に係る給付金の支給手続きについては、各市町村にご確認ください。

資料 4

七沢学園の不祥事とその後の対応について

七沢学園

園長 大西正晃

平成 25 年 1 月 28 日に、七沢学園児童寮において、男性臨時職員(62 歳)による女性利用者への性的虐待事件が発覚しました。このことは、社会人として、福祉施設職員としてあるまじき行為であり、被害に遭われた女性の尊厳を著しく傷つけるとともに、親族の方や多くの関係者の皆様に信頼を根底から裏切るもので、深くお詫びいたします。

事案概要

- 発 覚 平成 25 年 1 月 28 日 七沢学園児童寮内
- 被害内容 複数回による身体接触
- 加害者 62 歳 男性臨時職員
平成 22 年 3 月 七沢更生ライトホーム 採用
平成 22 年 12 月より七沢学園成人男子寮勤務
平成 24 年 4 月より七沢学園児童男女混合寮勤務
※平成 25 年 2 月 懲戒解雇
- 検 証 不祥事検証委員会設置と第三者委員による検証
県保健福祉局福祉監査指導課監査第二グループによる調査
関係児童相談所による利用者への聞き取り調査
オンブズマンによる聞き取り調査
福祉協会人権委員会からのアンケート実施
七沢学園人権擁護対策チームによる職員へのアンケート調査実施
再発防止に向けた検証会議の実施
- 被害者ケア 施設長から本人への謝罪
児童相談所職員と保健師によるケア
オンブズマンによる面接
神奈川リハ病院臨床心理士によるケア
- 予防研修 職員研修
 - ・知的障害児の性教育 まわりにいる大人として出来ること
(NPO法人エンパワーメントかながわ)
 - ・こどもとそのまわりにいるおとなとのための性の健康教育
(リアライズYOKOHAMA)
 - ・障害者虐待防止法と私たちの仕事 (東海大健康福祉学部准教授)
 - ・グレーディングの気づき 横浜弁護士会利用者向研修
 - ・利用者への性教育、身を守るプログラム
 - ・特別支援級に通うこども達への暴力防止プログラム
(NPO法人エンパワーメントかながわ) 等

- 取り組み 職員アンケートの集計分析
不祥事の検証と報告書の作成
改善計画の作成と実施
事業団理事会へ報告
神奈川県知的障害者福祉協会施設長会へ報告
厚木市施設長会へ報告
- 加害者逮捕 平成25年9月26日 罪名 準強制猥褻罪 20日間拘留
不起訴により示談 拘留解除

検証の進め方

1. 法人内部に七沢学園不祥事検証委員会設置
(内部職員8名、外部委員7名(第三者委員等))
2. 学園内人権擁護対策チームによる全職員に対してのアンケート調査と分析
3. アンケート分析結果をもとにした検討会の実施と職員周知
4. 再発防止に向けた取り組み

再発防止のための対策

1 職員の資質向上

対策

① 職員採用の方法」と「勤務状況のチェック」について

- ・必要に応じて(福祉施設未経験者等)採用前実習を取り入れる。
- ・面接時人権意識についても質問し評価していく。
- ・臨職・非常勤職員への勤務状況のチェックを徹底し、半年に1~2回、上司との面接を必ず行なう。その結果によって継続雇用を検討する。

② 研修について

- ・新しい職員(異動職員、臨時職員、非常勤職員)を迎えた際の導入について、園としての研修システム(学園全体の研修を1日、現場研修を1週間程度、サポートのため3ヶ月程度担当職員をつける。また、各部署のサポート係へは園としての「教えるべき項目」を提示する。)の確立に向けて検討していく。
- ・常に職員意識を高められるよう、人権・職員倫理・専門分野等の研修への参加をすすめ、研修内容について1ヶ月以内を目標に他職員に報告する場を積極的に設定(フロア会議等)し、話し合いを持つ。

③ 会議・研修の設定の仕方について

- ・臨職・非常勤職員は、会議や研修参加の機会が少ないとから、他部署と協力し、必要な会議・研修へは参加できるようにする。

2 利用者支援

対策

① 利用者支援について

- ・関係機関や専門スタッフの協力を得て、心のケアについて丁寧に行う。
- ・利用者への性教育、身を守る教育プログラムを実施する。
- ・「個別支援計画」に記入された期間や会議の設定日にとらわれず、状況の変化に応じてモニタリングをタイムリーに行い、利用者に不利益のないようにする。

② 適切な支援場面の提供

- ・利用者を1人にしないなど必要な活動の場を提供できるよう児童・成人、事業別等の枠を越えてよりスムーズに提供できるように検討をすすめる。

3 気づき

対策

① 情報の共有

- ・正規・非正規に関わらず、利用者状況・支援のポイント等、また日々の出来事についても、皆で意見交換し常に情報を共有する。
- ・当該寮では、業務日誌の記載が簡略であったため、記載方法を1日の利用者状況が分かるようにする。職員は毎日目を通し、前日までの状況を把握し確認印を押す。
- ・「チームの一員」としての意識を高め、業務に当たっていく。会議に欠席の際は事前に意見を提出する。

② 「気づき」を活かす

- ・‘人は間違ひを犯すもの’という大前提で、勤務者がお互いに声を掛け合い、他の勤務者の動きも把握しながらチームとしてカバーしていく。
- ・‘気づき’があった場合、指摘できる風通しのよい職場環境を目指す。当該寮では午後8時半から1日の振り返りの時間を持つこととする。
- ・積極的に外部の目を入れ、第三者委員やオンブズマンには職員の接遇も含め、働きぶりも見てもらう。
- ・I A C レポートを活用し、起こったことだけでなく、‘気づき’についても積極的にレポートしていく。
- ・利用者へ、気になることや不安について日常の中で意識的に聞き取れるように心がける。
- ・当該寮の利用者を対象に、今後3ヶ月程度は1ヶ月1回定期的にフォローの聞き取りを行う。(課長・総括にて対応)

4 マニュアル・ルールの明文化

対策

① 「七沢学園の基本理念」に沿った具体的なマニュアルの作成

- ・虐待防止について、人権擁護対策チームを中心にマニュアルを整備していく。
- ・利用者との接し方について、人権を尊重した具体的なルール作りと確認を行う。

(呼称・距離の取り方・金品のルール等)

- ・職員が常に意識できるように、携帯できるサイズの人権尊重・虐待防止のための「カード」を作り、職員一人一人に配布する。

基本行動宣言

私たちは、平成25年1月に起こった不祥事を受け、虐待をしない・させないことを徹底するため、職員1人ひとりが常に次のことを意識して行動します。

- ① 利用者に安心感を持たれるような態度で接します。
- ② 利用者に対していかなる体罰も行いません。
- ③ 利用者の訴えに対してはすみやかに対応します。
- ④ 利用者の人権を尊重し年齢に応じた呼称を用います。

5 環境の整備

対策

① 環境整備の必要

- ・事件はデイルームの廊下からは死角になる場所で起こったことから、デイルームのソファーの位置を動かし、廊下から座っている利用者を把握しやすくした。
- ・日常的に死角になる場所に注意を払いながら業務を行う。

6 男女混合寮のあり方

対策

① 混合寮のあり方

- ・現在の建物では物理的な制約があるため、平成27年度に完成する「新福祉棟」で少ユニット化をめざし男女別の寮編成にシフトする。

おわりに

今回の不祥事で私たちは、同じ職場で一緒に仕事をしていた当該職員が大切な利用者に危害を加えていたことを、外部の方に発見してもらうまで気づきませんでした。また、ほとんどの職員から「思ってもみなかった」、「まさかと思った」と発言があったように、私たちは他施設での事件の教訓を自分のこととして捉えきれず、「対岸の火事」、「他人事（ひとごと）」として捉えていた「現実」を突き付けられました。この検証は私たちの意識がこのレベルであったことを真摯に受け止め、この不祥事を風化させてはならないというところから出発しました。

検証を進める中で多くの課題が明らかになりましたが、単にシステムそのものの問題ではなく、システムが充分機能していないかったことが問題だったと考えています。今回起きた事件については組織として重く受け止め、二度とこのようなことを起こさないよう、これまで6項目の改善項目を実施してきました。

今後も改善項目を継続的に実施し、利用者及び県民の皆様から信頼回復を得られるよう職員一同努めてまいります。